

令和3年度
定期健康診断受診促進
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、運転者に定期健康診断を受診させた場合、協会が受診料の一部を助成し、健康管理促進に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象の診断)

第4条 労働安全衛生法に定める定期健康診断とする。

(助成金額及び人数)

第5条 助成金の交付額は、次の各号のとおりとする。

ただし、受診料が助成金額に満たない場合は、実費を助成する。

(1) 一般

1名につき2,000円（1社あたりの上限30名）とする。

(2) 高年齢者【55歳以上】（1967年（昭和42年）4月1日以前生まれ）

1名につき3,500円（1社あたりの上限10名）とする。

(交付申請)

第6条 この助成金の申請は、様式1「定期健康診断受診促進助成金交付申請書」及び様式2「定期健康診断受診者名簿」に必要事項を記入の上、協会に申請を行うものとする。

2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和3年4月1日から適用する。